

平成27年9月9日

ばあとなあ千葉登録員各位

権利擁護センターばあとなあ千葉
運営委員長 櫻井 勉

マイナンバー（社会保障・税番号）制度について（Ⅱ）

マイナンバー（社会保障・税番号）制度が平成27年10月5日より始まります。マイナンバー制度の概要および注意事項についてまとめましたので、後見等活動の参考にしてください。（なお8月18日の「説明資料Ⅰ」を、9月5日までの実際の対応を基に、総務省のQ&Aを加味して、一部修正しました。）

●平成27年10月より「通知カード」の交付が開始されます。

- 通知カードの交付方法は「簡易書留」（転送不可）
- 送付先は、原則本人の住民票上の住所です。
- 但し、以下の方は「居所情報」を登録することで、住民票以外の住所に送付してもらうことができます。
 - ・東日本大震災の被災者で住所地以外の居所に避難している方
 - ・DV、ストーカー行為等、児童虐待等の被害者で住所地以外の居所に移動されている方。
 - ・一人暮らしで、長期間、医療機関・施設に入院・入所されている方
- 「居所情報」の登録申請期間は、平成27年8月24日～9月25日です。
現在住民票のある市町村役場で申請します。

【注意】

仮仮見人等について、後見人等の住所を居所情報として登録することは出来ません

●本制度に関連する「カード」には以下の2種類があります。

（１）「通知カード」・・・・・・再発行手数料：500円

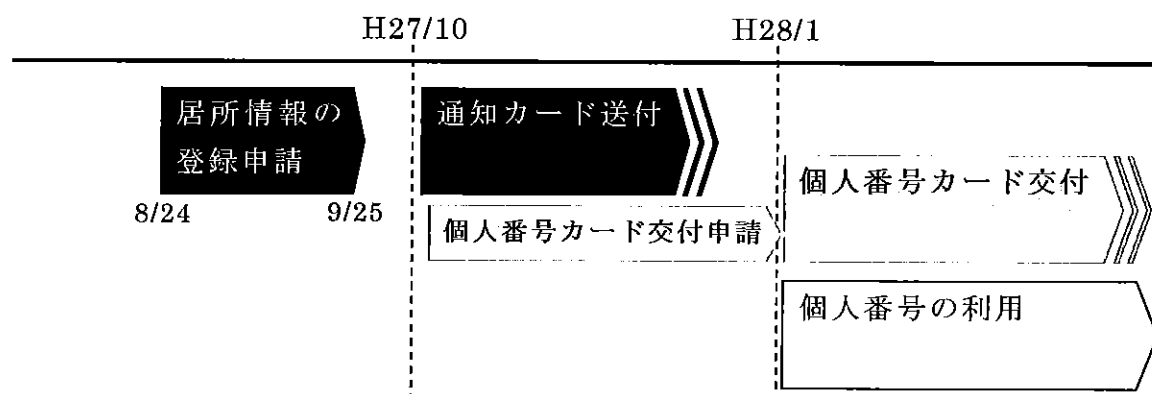
- ・平成27年10月から送付されるカードです。
- ・記載事項は、個人番号、氏名、住所、生年月日、性別
- ・身分証明書としては使用できません。

（２）「個人番号カード」

- ・希望者に交付されるＩＣカードで、希望者は事前に申請が必要です。交付は平成28年1月以降で、交付時に「通知カード」と交換します。
- ・記載事項は、顔写真、個人番号、氏名、住所、生年月日、性別等
- ・単独で身分証明書として使用できます。
- ・公的個人認証としても使用できます。（手数料：無料）

●個人番号の利用は平成28年1月から開始されます・

- ・年金関係、税金関係の申請書等では個人番号の記載が必要になるものがあります。(年金情報との結び付けは平成29年以降に延期)



「色々なケース」

ケース1	被後見人等が施設入所、長期入院中の場合で、住民票の住所が元住んでいた所になっている場合
対応策	① 住所変更ができない場合 ・「通知カードの送付先」を住民票のある市役所にした「居所情報」の登録を当該の市役所に申請（別紙「通知カードの送付先に係わる居所情報登録申請書」）し、後日、後見人が市役所窓口で通知カードを受取ることができます。申請手続等の詳細は当該市役所で確認してください。 ・「居所情報」の登録申請の期間は平成27年8月24日～9月25日です。 ② 住所変更が可能な場合 ・住民票の住所を施設等に変更することが可能な場合には、本人の意向も考慮した上で住所変更を届け出ます。住所変更の届出は10月4日までにすれば新しい住所に通知カードが送付されます。 <u>但し、市町村等から各種の助成等を受けている場合には、市町村を跨がる住所変更すると、助成が受けられなくなる場合があるので、事前に十分に確認してください。</u>

ケース 2	被後見人等が施設等に入所していて、住民票の住所が当該の施設になっている場合
対応策	① 施設の通知カードの取扱い方法を確認し、受取り後には後見人等引き渡すように依頼しましょう。 ② 『ケース 1 の対応策①』の対応も可能です。

ケース 3	後見人等が在宅・独居の方で、ご自分の住所や氏名を書くことが出来る方の場合。
対応策	① 担当の介護サービス事業者等に郵便受の確認を依頼、「郵便物等ご不在連絡票」を確認するとともに、後見人等に渡してくれるように依頼。「郵便物等ご不在連絡票」が手元に来たら、被後見人等が署名した委任状を作成し、郵便局窓口で簡易書留を受取ることができます。 (別紙「委任状」参照) ② 『ケース 1 の対応策①』の対応も可能です。
ケース 4	後見人等が在宅で、他に家族や親族が同居している場合。
対応策	① 同居の家族等に本人の通知カードが郵送されてきたら、後見人等引き渡してくれるように事前に依頼しておく。 ② 『ケース 1 の対応策①』の対応も可能です。

ケース 5	被後見人宛の通知カードが送られてこなかった場合 〔不在連絡票を受取ったが郵便局での保管期限が過ぎてしまった場合、ご本人が受取って失くしたと思われる場合、家族等が隠蔽等している場合、等々。〕
対応策	・市役所（住民票のある）に通知カードの送付済を確認し、通知カードの再送付、個人番号の変更などについて相談してください。 ・市役所等の窓口は住民票を取り扱っている部署です。（市民課、住民課等）

留 意 事 項

(1)	被後見人等に送られてくる「通知カード」を直接本人に送付されないように、後見人等の住所を被後見人等の居所とする居所情報の登録はできません。但し、送付先を市役所等とする居所情報の登録は可能です。この場合、後見人が市役所窓口で本人の通知カードを受取ることが可能です。
(2)	「郵便物等ご不在連絡票」があった場合、例えば後見人といえども（登記事項証明書の提示だけでは）本人の代わりに郵便局の窓口で郵便物を受取ることとはできません。必ず本人署名の委任状が必要です。

(3)	マイナンバーの取扱いには十分な注意が必要です。 「法定代理人であっても、法定の目的以外の目的で第三者に「特定情報」である①個人番号の情報を含む個人情報および②個人番号含まなくても、個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号等の個人情報（法2条8項）を提供してはならない点に注意が必要です（法19条3号）。 また、代理人として提供できる相手先についても法定の目的と関連して制限があり、「個人番号利用事務等実施者」に限定されます。具体的には税務署や年金事務所などの行政機関、地方公共団体等の個人番号利用事務実施者や法9条3項の規程により個人番号利用事務に関して行われる<u>他人の個人番号を扱う事務を行う者に対しての提供に制限</u>されています。 （「実践 成年後見57号」1頁より引用）
(4)	通知カードの交付を受けた者が住所変更届をする場合、通知カードを提示する必要があります（法第9条第4項、第5項）。また、通知カードを紛失した場合には直ちに届け出なければなりません（法第9条6項）

Q&A

1. 後見人が被後見人の「通知カード」を保管・管理・使用する権限はあるか。

『行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律』（以下、「法」という）の第19条に、特定個人情報を提供できる場合として、「個人番号利用事務実施者が個人番号利用事務を処理するために必要な限度で本人若しくはその代理人又は個人番号関係事務実施者に対し特定個人情報を提供するとき（第1号）」「本人又はその代理人が個人番号利用事務等実施者に対し、当該本人の個人番号を含む特定個人情報を提供するとき（第3号）」と明記されています。即ち、法定代理人である成年後見人は個人番号利用事務等実施者の求めに応じて本人の個人番号を提供することが出来るのであって、その為には本人の個人番号を管理することができると理解できるのではないのでしょうか。

社会保障・税番号制度の運用が始まると、被後見人等も含め国民は、今後社会生活の多くの場面で行政サービスを受けるためには個人番号を提示しなければなりません。年金受給、税申告などは制度開始当初から個人番号が使われると言われていています。後見人等は被後見人等の個人番号を知っていなければ、被後見人等の財産管理、身上監護を全うすることは出来なくなってしまいます。具体的な代理権で言うと「年金、障害手当金及びその他の社会保障給付の受領」「公共料金の支払、社会保険料等の支払、税金の申告・支払」の代理権を行使する場面において、個人番号の提供が必要であれば、後見人等は提供する義務も権限も有すると考えます。

また、別の面から考えると、被後見人等の個人番号が（悪意のある）第三者に漏れて事故に繋がることのないよう、最善の対策を講じること、後見人等の責務と考えるべきです。

但し、保佐・補助人の場合、付与されている代理権の内容によっては、相手が「個人番号利用事務等実施者」であっても被保佐人等の個人番号を提供してはならない場合があることに注意が必要です。

2. 個人番号利用事務等実施者とは？

①「個人番号利用事務実施者」：主に行政機関（税務署・年金事務所・健康保険組合・ハローワークなど）

※個人番号利用事務の実施について、その全部、または一部を行政機関から委託を受けた企業も個人番号利用事務実施者に該当するので、個人番号利用事務実施者は行政機関のみに限りません。地方公共団体の長、その他の執行機関は、社会保障・地方税・防災に類する事務であれば、マイナンバーを利用することができます。この場合の地方公共団体の執行機関も個人番号利用事務実施者になります。

業務例：健康保険組合の実施する事務、企業年金の実施主体が実施する事務等

②「個人番号関係事務実施者」：主に民間企業（民間企業・税理士・社会保障労務士など）

業務例：給与所得の源泉徴収票、報酬等の支払調書等

- ・介護サービス事業者(企業)は個人番号関係事務実施者に該当しますが、個人番号が必要な業務は限られており、現時点で利用者の個人番号を収集できる業務は見当たりません。
- ・個人番号利用事務実施者に「預金保険機構」を追加する改正案が国会で審議されています。（① 預金保険機構等によるペイオフのための預貯金額の合算において、マイナンバーの利用を可能とする。② 金融機関に対する社会保障制度における資力調査や税務調査でマイナンバーが付された預金情報を効率的に利用できるようにする。）

3. 後見人が使う場合、「個人情報の保護」についての規定があるのか？

特定個人情報の提供の制限については法第19条に規定されています。（法19条は、提供できる場合を限定した規定で、ここに規定した場合以外は提供できないことになります。）本人および代理人に関する規定は上記の第1号および第3号のみです。また、これは後見人等に限らず全国民の守るべき制限です。

【参考資料】総務省ホームページの「よくあるご質問」から
「やむを得ない理由により住所地において通知カードの送付を受けることができない方への各種質問について」から

問25 登録対象者である成年被後見人の通知カードについて、当該者の成年後見人が交付を受ける方法はあるか。

答 成年被後見人に係る居所情報の登録申請が行われた場合、当該者の通知カードの送付先を住民票のある市区町村の所在地とした上で、当該者の成年後見人に来庁させ、本人確認の上、当該通知カードを交付して差し支えないとしているところであり、住民票のある市区町村に相談されたい。